

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	こども家庭庁
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> その他（地方消費税、都市計画税）		
要望項目名	こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業や児童の福祉の増進について相談に応ずる事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、不動産取得税の非課税措置等、税制上の優遇措置の適用等を受けることができることとされている。 ・ 特例措置の内容 改正法において、児童福祉法上に新たに「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」を位置づけるとともに、両者については、社会福祉法上の社会福祉事業に位置づけることとしていること等から、改正法等の施行後においても、これらの事業等について、社会福祉事業として各種税制上の優遇措置の適用等を要望する。 		
（関係条文）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第6条の3第10項、第22項、第23項（令和7年4月1日施行）等 ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第10条の6、第10条の7、第17条、第30条の13（令和7年4月1日施行） ・ 社会福祉法第2条第3項 ・ 地方税法（昭和25年法律第226号）第25条、第72条の5、第72条の78、第73条の4、第296条、第348条、第701条の34、第702条の2、附則第35条 ・ 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の7の2、第36条の10、第49条の11の2、第49条の15、第56条の26の5 ・ 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第10条の7の3、附則第14条 ・ 消費税法第6条第1項 ・ 消費税法施行令第14条の3第1項第1号 ・ 消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号） 		
減収見込額	[初年度]	— (—)	[平年度] — (—)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 政策目的を達成するには、子育てを支援する施策や児童の健やかな成長を支援する施策の拡充、安定的な提供及びその質の向上が不可欠である。児童福祉法に基づく各種事業については、現行、社会福祉法上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、不動産取得税の非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受けることができ、当該優遇措置が政策目的の達成に寄与している。今般、改正法において、新たに「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」を児童福祉法上の事業として位置づけることとしていること等から、改正法等の施行後も、上記と同様の趣旨のほか、事業間の公平性も鑑み、非課税措置等を行う必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 <こども政策の推進></p> <ol style="list-style-type: none"> こども政策の総合的な推進 母子保健衛生対策に関する施策の推進 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 <p>4～8 （略）</p>
		政策の達成目標	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>改正法により創設した「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」についてはその事業の公益性等に鑑みて社会福祉事業として位置づけられているところであり、新たに創設した事業等について税制措置を行うことは、現行制度との一貫性や事業間の公平性を担保するとともに、政策目的を達成する妥当な措置である。</p>

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	令和6年度税制改正要望において、「子ども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置」として同様の要望を行ったもののうち、今般要望している事項については、改正法の施行に併せて要望することとした。	